

## 令和8年度（2026年度）熊本県観光サイト広告掲載要領

### （趣旨）

第1条 この要領は、熊本県観光サイトに掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定める。

### （定義）

第2条 この要領において、「広告」とは、文字または画像で表示された情報で、広告を掲載する者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

### （広告の掲載位置及び枠数）

第3条 広告の位置及び件数は、原則として次のとおりとする。

- （1）広告の位置 トップページ下
- （2）広告の枠数 8枠

### （広告の掲載基準）

第4条 広告及びその広告主が指定したリンク先のホームページの内容は、県の公共性、社会的信頼性、品位等を損なうおそれがないものとし、次のいずれかに該当するものは掲載しない。

- （1）法令等に反するもの
- （2）公序良俗に反するおそれがあるもの
- （3）誇大または虚偽のおそれがあるもの
- （4）思想、信条、政治または宗教に関するもの
- （5）意見または個人の氏名を広告するもの
- （6）社会的批判を招くおそれのあるもの
- （7）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
- （8）教育的又は健康的な配慮が必要なもの
- （9）その他観光振興課長が適当でないと認めたもの

### （広告の種類・規格）

第5条 バナー広告とし、規格については、原則として次のとおりとする。

- （1）大きさ 縦140ピクセル×横350ピクセル
- （2）形式 GIF・JPEG
- （3）データ容量 20KB以下

### （広告の掲載期間）

第6条 広告を掲載する期間は、最長1年間とする。

### （広告掲載の募集方法）

第7条 広告の募集は、県（観光振興課）が行うものとする。

### （広告掲載の申込み等）

第8条 県観光サイトへの広告の掲載を希望するものは、県に広告の掲載を申し込むものとする。

2 県は、前項の申込みがあった場合は、第4条の規定により審査を行うものとする。

(広告掲載料)

第9条 広告掲載料は、1枠1ヵ月あたり11,000円とする。

2 広告主は、県が定める手続きに従い、熊本県会計規則第17条に定める納期限までに県に広告掲載料を支払うものとする。

(広告内容の修正)

第10条 県は、広告の内容等が各種法令又は当該要綱等に違反している、若しくは恐れがある、若しくは誤りがあると判断したときは、いつでも、広告主に修正を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第11条 県は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 第4条の規定に反すると認めるとき
- (2) 第10条の規定による広告内容の修正が行われないうとき

(広告掲載の取下げ)

第12条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、書面により、県に申し出なければならない。

(リンク先の変更)

第13条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更しようとする日から起算して7日前までに、県に届け出るものとする。

2 県は、前項の届け出があった場合は、直ちに第4条の規定により審査を行うとともに、リンク先の変更手続をしなければならない。

(広告主の責務)

第14条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他の広告掲載に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

附 則

この要領は、令和8年(2026年)4月1日から施行する。